

等級別料率制度のご案内

このご案内は、「長期保険料分割払特約」「長期保険料一括払特約」等^(注1)をセットしたご契約における等級別料率制度の概要をご説明したものです。

現在のご契約の等級および割増引率は保険証券^(注2)をご確認ください。

なお、等級別料率制度の詳細につきましては、パンフレット、『ご契約のしおり(約款)』^(注3)等をご参照ください。

(注1)「新長期保険料分割払特約」をセットした長期契約を除きます。

(注2)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、ご契約締結時にe c o保険証券または法人e c o保険証券をご選択いただいた場合は、当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

(注3)ご契約締結時にWeb約款をご選択いただいた場合は、当社ホームページにてご確認ください。

1. 等級別料率制度

「GK クルマの保険」「自動車保険・一般用」「はじめての自動車保険」では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度が採用されています。

この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間^(注1)が決定されます。

継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定方法ならびに適用される割増引率は次の(1)～(3)のとおりです。

(注1)「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)のことをいいます。

(1) 等級の決定方法^{(注2)(注3)}

$$\text{現在の等級} + \left(\frac{\text{現在の契約の保険期間の年数}^{(注4)}}{2} - 3 \times \text{3等級ダウン事故の件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故の件数} \right)^{(注5)} - 3 \times \text{3等級ダウン事故の件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故の件数}$$

(2) 事故有係数適用期間の決定方法^{(注2)(注3)}

$$\left(\frac{\text{現在の契約の事故有係数適用期間} - \frac{\text{現在の契約の保険期間の年数}^{(注4)}}{2}}{2} \right)^{(注5)} + 3 \times \text{3等級ダウン事故の件数} + 1 \times \text{1等級ダウン事故の件数} - \frac{\text{現在の契約の保険期間の年数}^{(注4)}}{2}$$

※事故有係数適用期間は、小数点第1位を切り上げます。また、上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注2)事故の区分については裏面の2. 等級別料率制度における事故の取扱いをご参照ください。

(注3)現在のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内に継続契約がある場合の取扱いです。

(注4)1年未満は切り捨てます。

(注5)〔 〕内が0を下回る場合は0として計算します。

(3) 割増引率

継続契約の等級および事故有係数適用期間に応じて以下の割増引率が適用されます。

なお、7等級(F)～20等級では、同一の等級であっても事故有係数適用期間により割増引率が異なります。

①事故有係数適用期間が0年の場合 : 「無事故」の割増引率が適用されます。

②事故有係数適用期間が1年～6年の場合 : 「事故有」の割増引率が適用されます。

等級	割増(%)		割引(%)																			
	^(注6) 1	2	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	^(注7) 20
①無事故	64	28	12	2	13	19			30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
②事故有									20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(注6)所定の条件をすべて満たしている場合は、「1等級連続事故契約割増」が適用されます。

(注7)所定の条件をすべて満たしている場合は、「長期優良割引」が適用されます。

※裏面もご覧ください